

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要

(九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 指示第49号(承認制・届出制の実施)

(1) 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶：総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限：県ごとに承認隻数の上限を定める。

〔県別承認隻数上限〕

県 名	承認隻数上限
山 口 県	58隻
福 岡 県	86隻
佐 賀 県	22隻
長 崎 県	95隻
熊 本 県	1隻
広 島 県	9隻

- ③ 届出制対象船舶：総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

(2) 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

(3) 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(平成29年9月～平成30年4月)分をまとめて平成30年4月30日までに提出する。

(4) 指示の有効期間

平成29年5月1日から平成30年5月31日まで

(注：承認又は届出に基づく操業期間は平成30年4月30日まで)

2 指示第50号(操業期間の制限等)

(1) 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

(2) 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

(3) 指示の有効期間

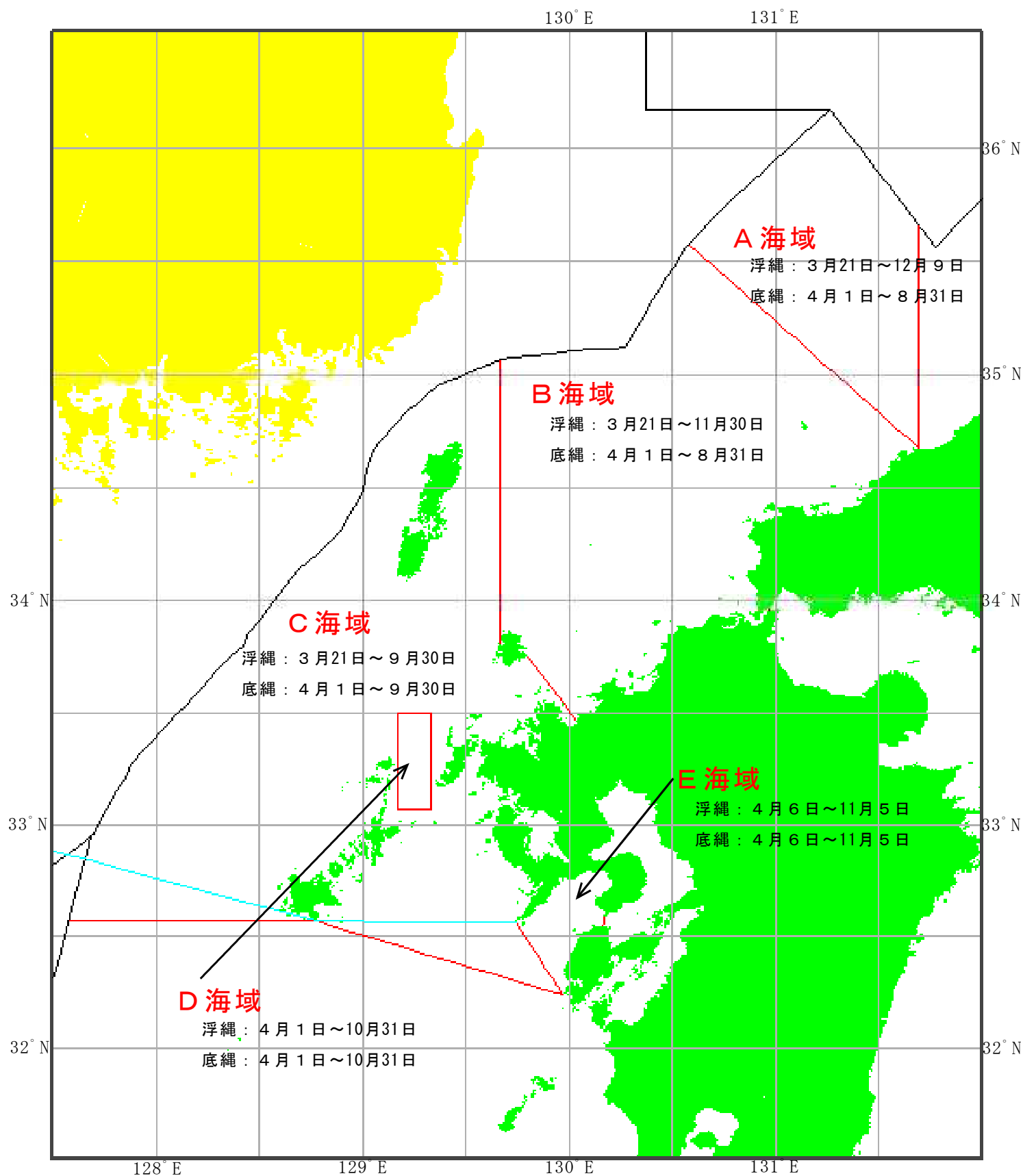
平成29年5月1日から平成30年4月30日まで

トラフグ広域資源管理方針に係る各海域の休漁期間

区域	漁法	平成29年								平成30年			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(A海域) 最大高潮時海岸線上島根山口両県界から北西の線以東の規制海域。	浮縄	1日							9日			21日	30日
	底縄	1日			31日								1日 30日
(B海域) 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以東及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。	浮縄	1日						30日				21日	30日
	底縄	1日			31日								1日 30日
(C海域) 長崎県壱岐市以北の東 経百二十九度四十分以西 及び長崎県壱岐市筒城埼 突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以西の規制海域。ただし、D海域及びE海域を除く。	浮縄	1日				30日						21日	30日
	底縄	1日				30日							1日 30日
(D海域) 北緯三十三度四分の線、北緯三十三度三十分の線、東経百二十九度十分の線及び東経百二十九度二十分の線により囲まれた規制海域。	浮縄	1日					31日						1日 30日
	底縄	1日					31日						1日 30日
(E海域) 長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貴埼を結ぶ線以東の規制海域。	浮縄	1日						5日					6日 30日
	底縄	1日						5日					6日 30日

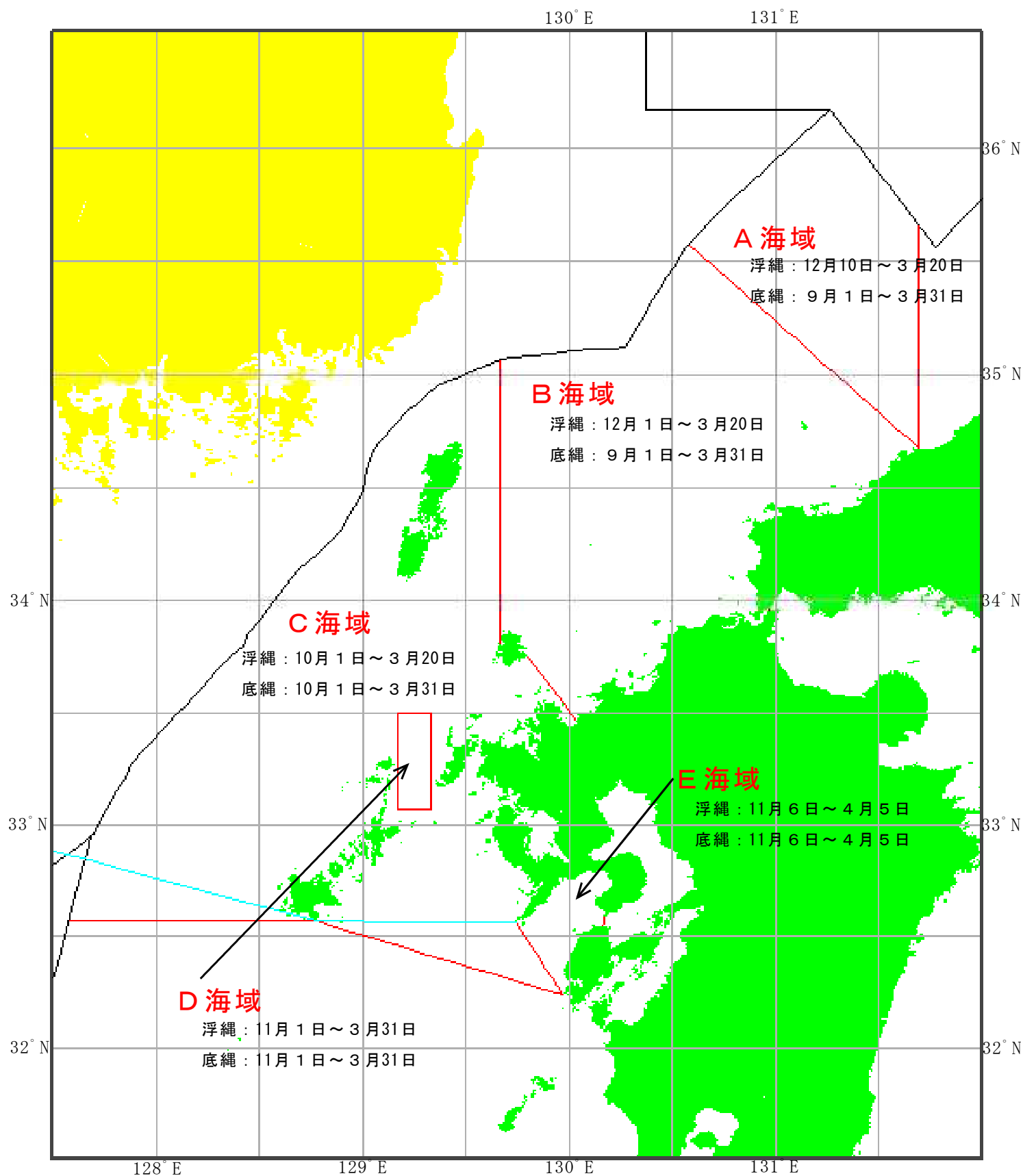
(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の操業期間



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十九年二月十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 橋本 明彦

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業。

2 操業の承認

規制海域において、平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

- 4 承認証の交付及び備付け義務
(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。
- 5 承認番号の表示
2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。
- 6 承認の取消
委員会は、とらふぐはえ縄漁業を営む承認を受けた者が、委員会が発出したこの指示に違反した場合は、承認を取消することがある。
- 7 操業の届出
規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。
- 8 漁獲成績報告書
2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。
- 9 取扱要領
この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。
- 10 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十九年五月一日から平成三十年五月三十一日までとする。

とらふぐはえ縄漁業承認証

承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業の方法				
漁業根拠地				
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長

印

(記載例)

とらふぐはえ縄漁業承認証

承認番号	広委第1001号			
漁業者	住所	山口県萩市山川町1番2号		
	氏名又は名称	山口太郎		
船舶	船名	第8やまぐち丸	総トン数	10トン
	漁船登録番号	YG2-123	使用権の種類	自己所有船
漁業の方法	底縄			
漁業根拠地	山口県萩市			
承認期間	平成29年8月施行日から平成30年4月30日まで			

平成29年 月 日
(※施行日)

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長

印

別記様式第二号

広委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

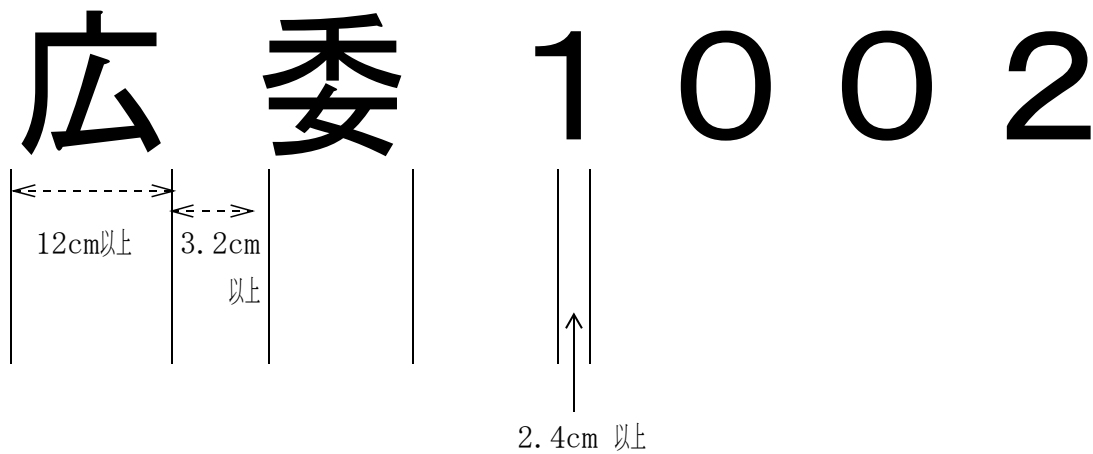
- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは12センチメートル大以上、太さは2.4センチメートル以上、間隔は3.2センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

(記載例1)

広委1002

(記載例2)

広 委
1 0 0 2



漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十九年二月十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 橋本 明彦

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法

(4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2

操業期間の制限
規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、とらふぐを目的とした操業をしてはならない。

区域	漁法		期間
	浮縄	底縄	
A海域 最大高潮時海岸線上島根山口両県界から北西の線以東の規制海域。	浮縄	底縄	平成二十九年五月一日から十二月九日まで及び平成三十年三月二十一日から四月三十日まで
B海域 長崎県壱岐市以北の東	浮縄		平成二十九年五月一日から十一月三十日まで及び平成三十年三月二十

経百二十九度四十分以東 及び長崎県壱岐市筒城埼 突端から佐賀県唐津市神 集島北端を経て佐賀県唐 津市浜崎の最大高潮時海 岸線に至る線以東の規制 海域。ただし、A海域を 除く。		浮縄 平成二十九年五月一日から八月三 十一日まで及び平成三十年四月一日 から四月三十日まで		底縄	
C海域 長崎県壱岐市以北の東 経百二十九度四十分以西 及び長崎県壱岐市筒城埼 突端から佐賀県唐津市神 集島北端を経て佐賀県唐 津市浜崎の最大高潮時海 岸線に至る線以西の規制 海域。ただし、D海域及 びE海域を除く。		浮縄 平成二十九年五月一日から九月三 十日まで及び平成三十年三月二十一 日から四月三十日まで		底縄 平成二十九年五月一日から九月三 十日まで及び平成三十年四月一日か ら四月三十日まで	
D海域 北緯三十三度四分の線、 北緯三十三度三十分の線、 東経百二十九度十分の線 及び東経百二十九度二十 分の線により囲まれた規 制海域。		浮縄 平成二十九年五月一日から十月三 十一日まで及び平成三十年四月一日 から四月三十日まで		底縄 平成二十九年五月一日から十月三 十一日まで及び平成三十年四月一日 から四月三十日まで	
E海域 長崎県長崎市大立神灯 台より熊本県天草市魚貫 埼を結ぶ線以東の規制海 域。		浮縄 平成二十九年五月一日から十一月 五日まで及び平成三十年四月六日か ら四月三十日まで		底縄 平成二十九年五月一日から十一月 五日まで及び平成三十年四月六日か ら四月三十日まで	

3

小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以
下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

(表中の緯度・経度は日本測地系)

4

指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年五月一日から平成三十年四月三〇日までと
する。

「とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領」の見直しについて（案）

1. 趣旨

日本海・九州西広域調整委員会指示のとらふぐはえ縄漁業の承認及び届出に関する事務の取扱等について定めている「とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領」については、漁業者等の負担軽減及び事務の簡素化・効率化を図る観点から、以下のとおり見直しをすることとする。

2. 主な変更点

（１）申請・届出については、原則として所属漁協経由とする。

（２）必要な添付書類の削減等

①承認申請及び届出はリスト方式に変更（使用する船舶の通信機器及び電波機器の種類記載は省略）。

②申請理由書：当初申請時は省略。

③漁船登録原簿謄本：漁船原簿の管理を行っている県において確認を受けた場合は省略。

④印鑑証明書：所属漁協を経由した申請・届出の場合は省略。

⑤年間操業計画：省略。

⑥書換申請及び再交付申請の様式を追加。

（３）漁獲成績報告書については、資源管理の取組状況の把握のために再放流尾数の欄（小・極小）を追加。（漁獲量の計の欄は省略）

以上

とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領(案)

変更(案)	現行
とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領 平成29年5月1日	とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領 平成28年5月1日
日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第49号(以下「指示49号」という。)及び同指示第50号(以下「指示50号」という。)のとらふぐはえ縄漁業を営むことの承認及び届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1 事務処理の専決及び結果報告 本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。 2 承認の対象者 承認の対象となる者は、指示49号の3の承認隻数上限内で各県延縄協議会等の内部調整を経て、指示49号の2の操業の承認を受けようとする者とする。 3 承認隻数の上限 (1)指示49号の3による承認隻数上限の内訳について、別表1のとおりとする。 (2)委員会は、指示49号の2による承認を受けた者の使用する船舶が、改造あるいは代船により大型化または小型化し、当該改造あるいは代船の前後で、異なるトン数階層区分に属することとなり、(1)で定める総トン数別承認隻数上限に増減が生じたときは、その結果を速やかに関係機関に通知する。 4 操業の承認をしない者 第2項の規定にかかわらず委員会により承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者 5 承認の申請 (1)指示49号の2のとらふぐはえ縄漁業に係る操業の承認(以下「承認」という。)を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、<u>所屬する漁協を通じて7月15日までに委員会事務局(「九州漁業調整事務所」をいう。以下「事務局」という。)</u>に提出しなければならない。 (2)(1)の提出期限以降に、承認を受けることを希望するに至った者については、必要書類の10月31日までの提出も認めるものとする。ただし、この場合の承認の開始日は12月1日とする。	日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第45号(以下「指示45号」という。)及び同指示第46号(以下「指示46号」という。)のとらふぐはえ縄漁業を営むことの承認及び届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1 事務処理の専決及び結果報告 本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。 2 承認の対象者 承認の対象となる者は、指示45号の3の承認隻数上限内で各県延縄協議会等の内部調整を経て、指示45号の2の操業の承認を受けようとする者とする。 3 承認隻数の上限 (1)指示45号の3による承認隻数上限の内訳について、別表1のとおりとする。 (2)委員会は、指示45号の2による承認を受けた者の使用する船舶が、改造あるいは代船により大型化または小型化し、当該改造あるいは代船の前後で、異なるトン数階層区分に属することとなり、(1)で定める総トン数別承認隻数上限に増減が生じたときは、その結果を速やかに関係機関に通知する。 4 操業の承認をしない者 第2項の規定にかかわらず委員会により承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者 5 承認の申請 (1)指示45号の2のとらふぐはえ縄漁業に係る操業の承認(以下「承認」という。)を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、7月15日までに委員会事務局(「九州漁業調整事務所」をいう。以下「事務局」という。)に提出しなければならない。 (2)(1)の提出期限以降に、承認を受けることを希望するに至った者については、必要書類の10月31日までの提出も認めるものとする。ただし、この場合の承認の開始日は12月1日とする。

変更(案)	現行
6 承認期間中の承認の申請 次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。 (1)承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 (2)承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 (3)承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合	6 承認期間中の承認の申請 次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。 (1)承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 (2)承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 (3)承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合
7 承認証の書換交付の申請 承認を受けた者(共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。)は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。	7 承認証の書換交付の申請 承認を受けた者(共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。)は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。
8 承認証の再交付の申請 承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。	8 承認証の再交付の申請 承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。
9 承認証の返納 承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。	9 承認証の返納 承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。
10 届出 指示49号の7の届出(以下「届出」という。)をしようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、<u>原則として、所属する漁協を通じて</u>操業開始予定日の1月前までに事務局に提出しなければならない。	10 届出 指示<u>45</u>号の7の届出(以下「届出」という。)をしようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、操業開始予定日の1月前までに事務局に提出しなければならない。
11 変更の届出 届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。	11 変更の届出 届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

変更(案)	現行																																														
12 漁獲成績報告書の様式及び提出期限 承認を受けた者及び届出を行った者は、様式第11号又は様式第12号による漁獲成績報告書を、指示49号の2又は7に基づき操業した期間をまとめて4月30日までに、事務局に提出しなければならない。 13 裏付け命令の申請 委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示49号及び指示50号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第8項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。 14 承認の取消 委員会は、承認を受けた者が、漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取消す。	12 漁獲成績報告書の様式及び提出期限 承認を受けた者及び届出を行った者は、様式第10号又は様式第11号による漁獲成績報告書を、指示45号の2又は7に基づき操業した期間をまとめて4月30日までに、事務局に提出しなければならない。 13 裏付け命令の申請 委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示45号及び指示46号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第8項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。 14 承認の取消 委員会は、承認を受けた者が、漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取消す。																																														
別 表 1	別 表 1																																														
<table><tr><th rowspan="2">県名</th><th colspan="2">総トン数別承認隻数上限</th></tr><tr><th>5トン以上10トン未満</th><th>10トン以上</th></tr><tr><td>山口県</td><td>20隻</td><td>38隻</td></tr><tr><td>福岡県</td><td>38隻</td><td>48隻</td></tr><tr><td>佐賀県</td><td>16隻</td><td>6隻</td></tr><tr><td>長崎県</td><td>86隻</td><td>9隻</td></tr><tr><td>熊本県</td><td>1隻</td><td>—</td></tr><tr><td>広島県</td><td>3隻</td><td>6隻</td></tr></table>	県名	総トン数別承認隻数上限		5トン以上10トン未満	10トン以上	山口県	20隻	38隻	福岡県	38隻	48隻	佐賀県	16隻	6隻	長崎県	86隻	9隻	熊本県	1隻	—	広島県	3隻	6隻	<table><tr><th rowspan="2">県名</th><th colspan="2">総トン数別承認隻数上限</th></tr><tr><th>5トン以上10トン未満</th><th>10トン以上</th></tr><tr><td>山口県</td><td>20隻</td><td>38隻</td></tr><tr><td>福岡県</td><td>38隻</td><td>48隻</td></tr><tr><td>佐賀県</td><td>16隻</td><td>6隻</td></tr><tr><td>長崎県</td><td>86隻</td><td>9隻</td></tr><tr><td>熊本県</td><td>1隻</td><td>—</td></tr><tr><td>広島県</td><td>3隻</td><td>6隻</td></tr></table>	県名	総トン数別承認隻数上限		5トン以上10トン未満	10トン以上	山口県	20隻	38隻	福岡県	38隻	48隻	佐賀県	16隻	6隻	長崎県	86隻	9隻	熊本県	1隻	—	広島県	3隻	6隻
県名		総トン数別承認隻数上限																																													
	5トン以上10トン未満	10トン以上																																													
山口県	20隻	38隻																																													
福岡県	38隻	48隻																																													
佐賀県	16隻	6隻																																													
長崎県	86隻	9隻																																													
熊本県	1隻	—																																													
広島県	3隻	6隻																																													
県名	総トン数別承認隻数上限																																														
	5トン以上10トン未満	10トン以上																																													
山口県	20隻	38隻																																													
福岡県	38隻	48隻																																													
佐賀県	16隻	6隻																																													
長崎県	86隻	9隻																																													
熊本県	1隻	—																																													
広島県	3隻	6隻																																													

変更(案)

別 表 2

とらふぐはえ縄漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付	届出	
		代船	承継	記載事項 の変更	相続合併		出漁前 届出	変更の 届出
申請書又は届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
申請理由書		○	○	○	○	○		
漁船登録原簿謄本	△	△	△	△	△		△	△
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△			
代表者選定届	△	△	△	△	△			
印鑑証明書	△	△	△	△	△	△		
海難事故報告書写し		△						
廃業届		○	○					
紛失届						△		
相続相関図					△			
相続同意書					△			
戸籍謄本					△			
合併契約書					△			
旧承認証	△	○	○	○		△		

(別表注)
1. 承認申請書は、別紙様式第1号及び第1号の2によること。
2. 書換申請書は、別紙様式第2号及び第1号の2によること。
3. 再交付申請書は、別紙様式第3号及び第1号の2によること。
4. 届出書は、別紙様式第4号及び第4号の2によること。
5. 変更届出書は、別紙様式第5号及び第4号の2によること。
6. 船舶使用承諾書は、別紙様式第6号によること。
7. 代表者選定届は、別紙様式第7号によること。
8. 廃業届は、別紙様式第8号によること。
9. 紛失届は、別紙様式第9号によること。
10. 相続同意書は、別紙様式第10号によること。
11. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

添付書類注釈
1. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
2. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
3. 漁船登録原簿謄本は、申請者が当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。なお、当該証明書の添付を要する場合は、証明後3ヶ月以内のものとする。
4. 印鑑証明書は、所属する漁協を通じて申請する者においては、当該証明書の添付を省略することができる。なお、当該証明書の添付を要する場合は、証明後3ヶ月以内のものとする。

現行

別 表 2

とらふぐはえ縄漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付	届出	
		代船	承継	記載事項 の変更	相続合併		出漁前 届出	変更の 届出
申請書又は届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○		
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○		○	○
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△			
代表者選定届	△	△	△	△	△			
印鑑証明書	○	○	○	○	○	○		
年間操業計画	○	○	○					
海難事故報告書写し		△						
廃業届		○	○					
紛失届						○		
相続相関図					△			
相続同意書					△			
戸籍謄本					△			
合併契約書					△			
旧承認証	△	○	○	○		△		

(別表注)
1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 届出書は、別紙様式第2号によること。
3. 船舶使用承諾書は、別紙様式第3号によること。
4. 代表者選定届は、別紙様式第4号によること。
5. 年間操業計画書は、別紙様式第5号によること。
6. 廃業届は、別紙様式第6号によること。
7. 紛失届は、別紙様式第7号によること。
8. 相続同意書は、別紙様式第8号によること。
9. 変更の届出は、別紙様式第9号によること。
10. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

添付書類注釈
1. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
2. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
3. 漁船登録原簿謄本及び印鑑証明書は、証明後3ヶ月以内のものとする。

変更(案)	現行
様式第1号 とらふぐはえ縄漁業承認申請書 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 <u>様式第1号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき、とらふぐはえ縄漁業について、次のとおり(関係書類を添えて)承認を申請します。</u> <u>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき、とらふぐはえ縄漁業について、様式第1号の2に記載のとおり、関係書類を添えて承認を申請します。</u> <u>様式第1号の2に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。</u> 平成 年 月 日 確認者: 職 氏名 印 備考: 用紙は、日本工業規格A4とする。	様式第1号 とらふぐはえ縄漁業承認申請書 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 <u>下記によりとらふぐはえ縄漁業に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</u> 記 1 使用する船舶 <u>(1)船名</u> <u>(2)漁船登録番号</u> <u>(3)船舶総トン数</u> <u>(4)使用権の種類:(自己所有船、使用貸借権、賃借権)</u> <u>(5)通信機器の種類</u> <u>(6)電波機器の種類</u> 2 漁業の方法:浮縄、底縄 3 漁業根拠地 4 主な操業区域:A海域、B海域、C海域、D海域、E海域 5 主な漁獲物等陸揚港 備考: <u>1. 用紙は、日本工業規格A4とする。</u> <u>2. 通信機器は、無線1W、船舶電話等を記載すること。</u> <u>3. 電波機器は、レーダー、GPS等を記載すること。</u> <u>4. 漁業の方法は該当するものに○をすること。</u> <u>5. 主な操業区域は該当するものに○をすること。</u>

変更(案)	現行
様式第3号 <u>とらふぐはえ縄漁業承認証再交付申請書</u> ____年 ____月 ____日 <u>日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿</u> <u>申請者住所</u> <u>氏名(漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印</u> <u>様式第1号の2に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証について、再交付を申請します。</u> <u>備考：用紙は、日本工業規格A4とする。</u>	

変更(案)	現行
様式第4号 とらふぐはえ縄漁業出漁届出書 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 届出者住所 氏名(漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 <u>様式第4号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、次のとおり(関係書類を添えて)届け出します。</u> <u>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、様式第4号の2に記載のとおり、関係書類を添えて届け出します。</u> 平成 年 月 日 確認者: 職 氏名 (印) 備考: 用紙は、日本工業規格A4とする。	様式第2号 とらふぐはえ縄漁業出漁届出書 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 <u>下記によりとらふぐはえ縄漁業に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会の規制海域に出漁しますので、関係書類を添えて届け出します。</u> 記 1 使用する船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 船舶総トン数 2 漁業の方法: 浮縄、底縄 3 主な操業区域: A海域、B海域、C海域、D海域、E海域 4 主な漁獲物等陸揚港 備考: 1. 用紙は、日本工業規格A4とする。 2. 漁業の方法は該当するものに○をすること。 3. 主な操業区域は該当するものに○をすること。

変更(案)	現行			
様式第5号 とらふぐはえ縄漁業出漁変更届出書 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 届出者住所 氏名(漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 年 月 日付けで届け出たとらふぐはえ縄漁業出漁届出書の記載事項に様式第4号の2のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届け出します。 様式第4号の2に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。 平成 年 月 日 確認者:職 氏名 (印) 備考:用紙は、日本工業規格A4とすること。	様式第9号 とらふぐはえ縄漁業出漁変更届出書 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 住所 氏名又は名称 印 年 月 日付けで届け出たとらふぐはえ縄漁業出漁届出書の記載事項に下記のとおりに変更が生じたので、関係書類を添えて届け出します。 記 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">変 更 事 項</td><td style="width: 33%; text-align: center;">変 更 前</td><td style="width: 33%; text-align: center;">変 更 後</td></tr> </table> 備考:用紙は、日本工業規格A4とすること。	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後		

変更(案)	現行
様式第6号 船舶使用承諾書 年 月 日 住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 殿 住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印 貴殿が下記の船舶をとらふぐはえ縄漁業に使用することを承諾します。 記 1 漁船登録番号 2 船 名 3 船舶総トン数 4 使用権の種類 使用貸借権 賃借権(賃借料) (月 円也) 5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで 備考: 1. 用紙は、日本工業規格A4にすること。 2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。	様式第3号 船舶使用承諾書 年 月 日 住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 殿 住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印 貴殿が下記の船舶をとらふぐはえ縄漁業に使用することを承諾します。 記 1 漁船登録番号 2 船 名 3 船舶総トン数 4 使用権の種類 使用貸借権 賃借権(賃借料) (月 円也) 5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで 備考: 1. 用紙は、日本工業規格A4にすること。 2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

変更(案)	現行
様式第7号 代 表 者 選 定 届 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 下記の者を 丸に係るとらふぐはえ縄漁業の共同経営者の代表者に選定したの で、届け出します。 記 氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 備考:用紙は日本工業規格A4とする。	様式第4号 代 表 者 選 定 届 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 下記の者を 丸に係るとらふぐはえ縄漁業の共同経営者の代表者に選定したの で、届け出します。 記 氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 備考:用紙は日本工業規格A4とする。

変更(案)	現行																								
様式第5号 (削除)	様式第5号 年間操業計画書 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 丸 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業者</th> <th>漁業種類</th> <th>操業区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 備考: 1. 用紙は日本工業規格A4とする。 2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。 3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。	漁業者	漁業種類	操業区域	期間																				
漁業者	漁業種類	操業区域	期間																						

変更(案)	現行
様式第8号 廃 業 届 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 下記の船舶はとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止します。 記 1 船 名 2 船舶総トン数 3 漁船登録番号 4 承認番号 備考:用紙は日本工業規格A4とする。	様式第6号 廃 業 届 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 下記の船舶はとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止します。 記 1 船 名 2 船舶総トン数 3 漁船登録番号 4 承認番号 備考:用紙は日本工業規格A4とする。

変更(案)	現行
様式第<u>9</u>号 紛 失 届 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 下記の船舶に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出します。 記 1 船 名 2 船舶総トン数 3 漁船登録番号 4 承認番号 5 <u>紛失の原因</u> 備考:用紙は日本工業規格A4とする。	様式第<u>7</u>号 紛 失 届 年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿 申請者住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 下記の船舶に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出します。 記 1 船 名 2 船舶総トン数 3 漁船登録番号 4 承認番号 備考:用紙は日本工業規格A4とする。

変更(案)	現行
様式第10号 相 続 同 意 書 年 月 日 殿 住所 氏名又は名称 印 下記のとらふぐはえ縄漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。 記 1 漁業の名称 2 漁船登録番号 3 船 名 4 船舶総トン数 備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。	様式第8号 相 続 同 意 書 年 月 日 殿 住所 氏名又は名称 印 下記のとらふぐはえ縄漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。 記 1 漁業の名称 2 漁船登録番号 3 船 名 4 船舶総トン数 備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

变更(案)

[illegible]

備考

1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
2. この報告書は、指示49号の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
3. 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。
4. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
5. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日は大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
6. 漁獲がない場合は0を記入する。
7. 再放流尾数数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び極小の銘柄別に尾数を記入する。

現行

様式第10号

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書(承認船)

報告日:平成 年 月 日

漁業者住所				
漁業者氏名又は名称	印			
承認番号	船名	総トン数	漁船登録番号	1鉢の使用針数

平成 年 月 日～平成 年 月 日

[illegible]

備考

1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
2. この報告書は、指示45号の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
3. 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
4. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
5. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日とはとらぶぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
なお、銘柄の目安は次のとおりとする。大: 1. 5kg以上(45cm以上)、中: 700g以上～1. 49kg以下(35cm以上～44. 9cm以下)、小: 699g以下(34. 9cm以下)
6. 漁獲がない場合は0を記載する。

平成29年9月1日～平成30年4月5日

月日	作業位置	漁法	使用 罟数	とらふく漁獲量(尾数・kg)						とらふく再放流尾数	
				大 (45cm以上) (1.5kg以上)		中 (35cm以上～44.9cm以下) (700g以上～1.49kg以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)	
				尾数	kg	尾数	kg	尾数	kg	尾数	kg
10.1	223-2	浮縄	30			3		2		1	
2	223-6	"	20	0		2		3		0	
3	224-7	"	30	2		5		1		0	
"	224-6	"	40	0		0		4		1	
4	991-3	"	20	5		2		2		0	
5	982-2	"	20	3		5		3		1	
6					33.0		20.4		9.0		
10	223-5	"	30	3		1		2		2	
"	223-4	"	30	0		0		1		0	
12	224-3	"	40	2		1		2		0	
13	224-6	"	20	0		5		4		0	
14					17.5		9.1		5.8		
20	991-2	底縄	20	0		0		0		3	
21	991-3	"	40	0		2		2		0	
22	223-1	"	40	3		1		6		1	
23	223-2	"	30	2				3		0	

7. 再成流鷹敷の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごと小及び極小の銘柄別に鷹敷を記入する。

変更(案)

現行

漁業者住所	山口県萩市山川町1番2号			
漁業者氏名又は名称	山口太郎			
承認番号	船名	総トン数	漁船登録番号	1鉢の使用針数
広委第1001号	第8やまぐち丸	10トン	YG2-123	80針

月日	操業位置	漁法	使用 鉢数	とらふぐ漁獲量(尾数・kg)			
				大	中	小	計
10.1	223-2	浮縄	30	1	3	2	6
2	223-6	〃	20	0	2	3	5
3	224-7	〃	30	2	5	1	8
〃	224-6	〃	40	0	0	4	4
4	991-3	〃	20	5	2	2	9
5	982-2	〃	20	3	5	3	11
6				33.0kg	20.4kg	9.0kg	62.4kg
10	223-5	〃	30	3	1	2	6
〃	223-4	〃	30	0	0	1	1
12	224-3	〃	40	2	1	2	5
13	224-6	〃	20	0	5	4	9
14				17.5kg	9.1kg	5.8kg	32.4kg
20	991-2	底縄	20	0	0	0	0
21	991-3	〃	40	0	2	2	4
22	223-1	〃	40	3	1	6	10
23	223-2	〃	30	2	2	3	7

6. 漁獲がない場合は0を記載する。

とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（案）

平成29年5月1日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、委員会指示第49号（以下「指示49号」という。）及び同指示第50号（以下「指示50号」という。）のとらふぐはえ縄漁業を営むことの承認及び届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、指示49号の3の承認隻数上限内で各県延縄協議会等の内部調整を経て、指示49号の2の操業の承認を受けようとする者とする。

3 承認隻数の上限

- （1）指示49号の3による承認隻数上限の内訳について、別表1のとおりとする。
- （2）委員会は、指示49号の2による承認を受けた者の使用する船舶が、改造あるいは代船により大型化または小型化し、当該改造あるいは代船の前後で、異なるトン数階層区分に属することとなり、（1）で定める総トン数別承認隻数上限に増減が生じたときは、その結果を速やかに関係機関に通知する。

4 操業の承認をしない者

第2項の規定にかかわらず委員会により承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者

5 承認の申請

- （1）指示49号の2のとらふぐはえ縄漁業に係る操業の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて7月15日までに委員会事務局（「九州漁業調整事務所」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。
- （2）（1）の提出期限以降に、承認を受けることを希望するに至った者については、必要書類の10月31日までの提出も認めるものとする。ただし、この場合の承認の開始日は12月1日とする。

6 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表 2 に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

7 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、別表 2 に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表 2 に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

9 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

10 届出

指示 49 号の 7 の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、別表 2 に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて操業開始予定日の 1 月前までに事務局に提出しなければならない。

11 変更の届出

届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、別表 2 に掲げる必要な書

類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

1 2 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者及び届出を行った者は、様式第 1 1 号又は様式第 1 2 号による漁獲成績報告書を、指示 4 9 号の 2 又は 7 に基づき操業した期間をまとめて 4 月 3 0 日までに、事務局に提出しなければならない。

1 3 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示 4 9 号及び指示 5 0 号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法第 6 8 条第 4 項で準用する同法第 6 7 条第 8 項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

1 4 承認の取消

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第 6 8 条第 4 項で準用する同法第 6 7 条第 1 1 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取消す。

別 表 1

県 名	総トン数別承認隻数上限	
	5 トン以上 1 0 トン未満	1 0 トン以上
山 口 県	2 0 隻	3 8 隻
福 岡 県	3 8 隻	4 8 隻
佐 賀 県	1 6 隻	6 隻
長 崎 県	8 6 隻	9 隻
熊 本 県	1 隻	—
広 島 県	3 隻	6 隻

別表2

とらふぐはえ縄漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付	届出	
		代船	承継	記載事項 の変更	相続合併		出漁前 届出	変更の 届出
申請書又は届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
申請理由書		○	○	○	○	○		
漁船登録原簿謄本	△	△	△	△	△		△	△
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△			
代表者選定届	△	△	△	△	△			
印鑑証明書	△	△	△	△	△	△		
海難事故報告書写し		△						
廃業届		○	○					
紛失届						△		
相続相関図					△			
相続同意書					△			
戸籍謄本					△			
合併契約書					△			
旧承認証	△	○	○	○		△		

(別表注)

1. 承認申請書は、別紙様式第1号及び第1号の2によること。
2. 書換申請書は、別紙様式第2号及び第1号の2によること。
3. 再交付申請書は、別紙様式第3号及び第1号の2によること。
4. 届出書は、別紙様式第4号及び第4号の2によること。
5. 変更届出書は、別紙様式第5号及び第4号の2によること。
6. 船舶使用承諾書は、別紙様式第6号によること。
7. 代表者選定届は、別紙様式第7号によること。
8. 廃業届は、別紙様式第8号によること。
9. 紛失届は、別紙様式第9号によること。
10. 相続同意書は、別紙様式第10号によること。
11. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

添付書類注釈

1. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
2. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
3. 漁船登録原簿謄本は、申請者が当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。なお、当該証明書の添付を要する場合は、証明後3ヶ月以内のものとする。
4. 印鑑証明書は、所属する漁協を通じて申請する者においては、当該証明書の添付を省略することができる。なお、当該証明書の添付を要する場合は、証明後3ヶ月以内のものとする。

様式第 1 号

とらふぐはえ縄漁業承認申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

様式第1号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、様式第1号の2に記載のとおり、関係書類を添えて承認を申請します。）

様式第1号の2に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

印

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第1号の2

承認番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	申請者住所	使用する船舶				漁業の方法	漁業根拠地	主な操業区域	主な漁獲物等陸揚港	申請者証明印	備考
			船名	漁船登録番号	船舶総トン数	使用権	浮縄、底縄					
												(変更前)
												(変更後)

- 〔備考〕
1. 使用権の種類は、自己所有船、使用貸借権、賃借権のうち、該当するものを記入すること。
 2. 漁業の方法は、該当するものを記入すること。
 3. 主な操業区域は、別図の区分(A海域、B海域、C海域、D海域、E海域)を記入すること。
 4. 1枚で記入できない場合は、適宜追加して記入すること。
 5. 書換申請の場合は、二段書きとし、変更前を上段に、変更後を下段に記入すること。
 6. 再交付申請の場合は、備考欄に再交付の原因を記入すること。

様式第2号

とらふぐはえ縄漁業承認書換申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで提出したとらふぐはえ縄漁業承認申請書の記載事項に様式第1号の2のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

様式第1号の2に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

印

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第3号

とらふぐはえ縄漁業承認証再交付申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

様式第1号の2に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証について、再交付を申請します。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第4号

とらふぐはえ縄漁業出漁届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

様式第4号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、次のとおり（関係書類を添えて）届け出します。

（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、様式第4号の2に記載のとおり、関係書類を添えて届け出します。）

様式第4号の2に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

印

備考：用紙は、日本工業規格A4とする

様式第4号の2

届出番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	届出者住所	使用する船舶			漁業の方法	主な操業区域	主な漁獲物等陸揚港	届出者証明印	備考
			船名	漁船登録番号	船舶総トン数	浮縄、底縄				
										(変更前)
										(変更後)

- 〔備考〕
1. 漁業の方法は、該当するものを記入すること。
 2. 主な操業区域は、別図の区分(A海域、B海域、C海域、D海域、E海域)を記入すること。
 3. 1枚で記入できない場合は、適宜追加して記入すること。
 4. 変更届の場合は、二段書きとし、変更前を上段に、変更後を下段に記入すること。

様式第5号

とらふぐはえ縄漁業出漁変更届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで届け出たとらふぐはえ縄漁業出漁届出書の記載事項に様式第4号の2のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届け出します。

様式第4号の2に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

印

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

貴殿が下記の船舶をとらふぐはえ縄漁業に使用することを承諾します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 船舶総トン数
- 4 使用権の種類 使用貸借権
賃 借 権（賃借料） （月 円也）
- 5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

備考： 1. 用紙は、日本工業規格 A 4 にすること。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

様式第 7 号

代 表 者 選 定 届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の者を 丸に係るとらふぐはえ縄漁業の共同経営者の代表者に選定したの
で、届け出します。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする。

様式第 8 号

廃業届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の船舶はとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船 名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする。

様式第 9 号

紛失届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の船舶に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出します。

記

- 1 船 名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号
- 5 紛失の原因

備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする。

様式第 10 号

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所
氏名又は名称

印

下記のとらふぐはえ縄漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 漁 業 の 名 称
- 2 漁船登録番号
- 3 船 名
- 4 船舶総トン数

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

報告日:平成 年 月 日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

備考

- 49

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

報告日:平成 年 月 日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

備考

1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
2. この報告書は、指示49号の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
3. 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
4. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
5. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
6. 漁獲がない場合は0を記入する。
7. 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び極小の銘柄別に尾数を記入する。

(記載例)

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書(承認船)

報告日:平成30年4月20日

漁業者住所	山口県萩市山川町1番2号			
漁業者氏名又は名称	山口太郎			
承認番号	船名	総トン数	漁船登録番号	1鉢の使用針数
広委第1001号	第8やまぐち丸	10トン	YG2-123	80針

平成29年9月1日～平成30年4月5日

月日	操業位置	漁法	使用 鉢数	とらふぐ漁獲量(尾数・kg)						とらふぐ再放流尾数	
				大 (45cm以上) (1.5kg以上)		中 (35cm以上～44.9cm以下) (700g以上～1.49kg以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)	極小 (30.0cm以下) (625g以下)
				尾数	kg	尾数	kg	尾数	kg	尾数	尾数
10.1	223-2	浮縄	30	1		3		2		1	1
2	223-6	〃	20	0		2		3		0	0
3	224-7	〃	30	2		5		1		0	1
〃	224-6	〃	40	0		0		4		1	0
4	991-3	〃	20	5		2		2		0	0
5	982-2	〃	20	3		5		3		1	2
6					33.0		20.4		9.0		
10	223-5	〃	30	3		1		2		2	1
〃	223-4	〃	30	0		0		1		0	0
12	224-3	〃	40	2		1		2		0	2
13	224-6	〃	20	0		5		4		0	3
14					17.5		9.1		5.8		
20	991-2	底縄	20	0		0		0		3	0
21	991-3	〃	40	0		2		2		0	0
22	223-1	〃	40	3		1		6		1	3
23	223-2	〃	30	2		2		3		0	0

備考

1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
2. この報告書は、指示49号の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
3. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
4. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
5. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
6. 漁獲がない場合は0を記入する。
7. 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び極小の銘柄別に尾数を記入する。

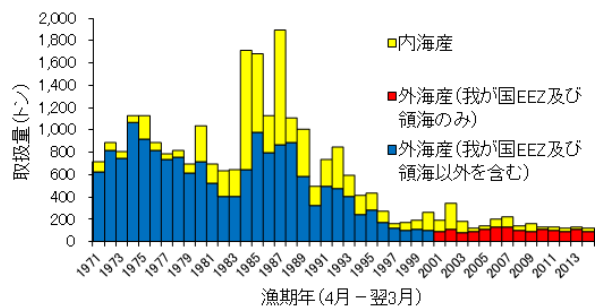
(参考)

九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針概要新旧対照表

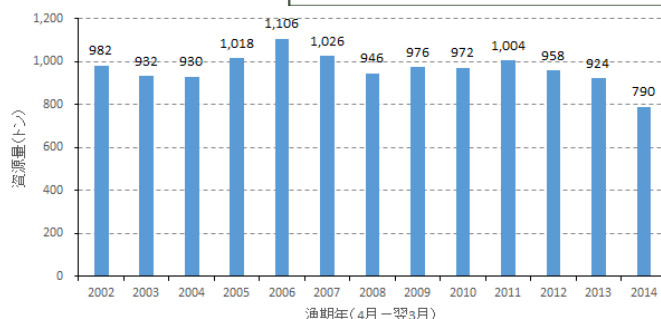
	現行	改正案									
1 対象漁業種類	ふぐはえ縄漁業	現行どおり									
2 対象海域	九州・山口北西海域(有明海及び瀬戸内海を除く)	現行どおり									
3 目標	短期目標: 資源量の現状維持に努める。 中長期目標: 資源量の維持・回復を図りながら、平成18年(2006年)漁期の水準まで回復させることに努める。	平成27年10月に開催された「トラフグ資源管理検討会議」において関係府県間で了承された当面の管理目標である、平均資源量960トン(2015年資源評価における2002年から2014年までの平均資源量)までの資源回復を目指して10年前後を一区切りとして取り組むこととする(中間的には5年前後を目安に875トン程度への資源回復を目指す。)									
4 広域資源管理のために講じる措置 (1) 漁獲努力量削減 ① 休漁期間	A海域 浮縄: 3/21～12/9、底縄: 4/1～8/31 B海域 浮縄: 3/21～11/30、底縄: 4/1～8/31 C海域 浮縄: 3/21～9/30、底縄: 4/1～9/30 D海域 浮縄: 4/1～10/31、底縄: 4/1～10/31 E海域 浮縄: 4/6～11/5、底縄: 4/6～11/5	現行どおり									
② 小型魚の再放流	全長25cm以下	全長30cm以下									
③ 操業の承認・届出	・届出(総トン数5トン未満) ・承認(総トン数5トン以上) 県ごとに承認隻数の上限を設定。	現行どおり									
(2) 資源培養措置	加入量の増加に大きく寄与する種苗放流については、関係県(関係漁業者)及び九州海域栽培漁業協議会と国は連携・協力しながら、放流効果を高めるために適地(天然稚魚の成育場)に適正サイズの健全種苗放流を推進。	現行どおり									
(3) 漁場保全	水産資源の保全と持続的利用に資する観点から、漁場環境の改善のための海底耕耘や漁場機能の維持管理を図るための海底清掃(投棄漁具等の回収)を実施。	現行どおり									
(4) その他	上記措置に加え、産卵期の親魚の保護、総針数の制限、再放流サイズの大型化等の措置を、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。	上記措置に加え、産卵期の親魚の保護、総針数の制限、再放流サイズの大型化等の措置を、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。 また、卓越的な発生があった場合は、緊急的な取り組みとして、更なる漁獲努力量の抑制・削減に努めることとする。 【上記措置以外の自主的取組措置】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th><th>措置</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県</td><td>親魚再放流</td><td>定置網に入った産卵親魚の買取再放流</td></tr> <tr> <td>福岡県</td><td>再放流</td><td>35cm以下再放流(1月～3月)</td></tr> </tbody> </table>	県名	措置	取組内容	山口県	親魚再放流	定置網に入った産卵親魚の買取再放流	福岡県	再放流	35cm以下再放流(1月～3月)
県名	措置	取組内容									
山口県	親魚再放流	定置網に入った産卵親魚の買取再放流									
福岡県	再放流	35cm以下再放流(1月～3月)									
5 実施期間	平成26年4月1日～平成29年4月30日	平成29年5月1日～平成33年4月30日									

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・南風泊市場の取扱量から漁獲量の推移を推定すると、平成9年以降極めて低水準。
- ・平成26年の推定資源量は790トンで、資源水準は低位減少。



南風泊市場トラフグ取扱量の推移



推定資源量の推移

広域に分布・回遊するトラフグ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

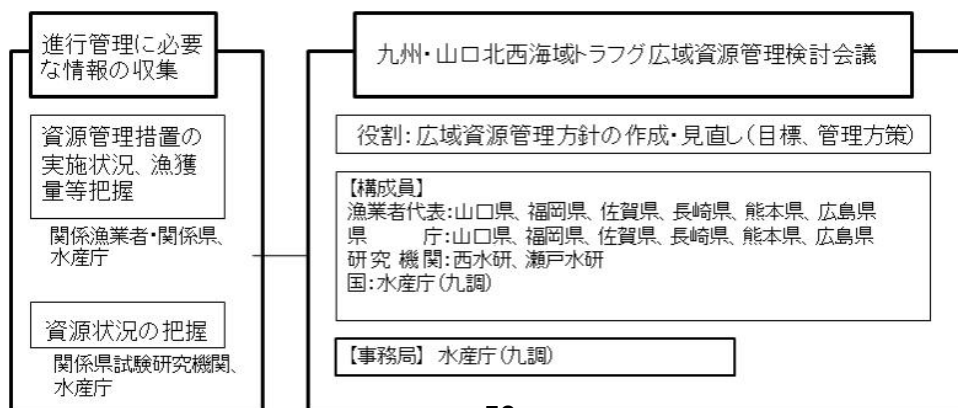
2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、10年前後を一区切りとして平均資源量960トン※までの資源回復を目指す。(中間的に5年前後で875トン目安)

(※ 2015年資源評価における2002年から2014年までの平均資源量)

3. 「トラフグ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業: ふぐはえ縄漁業)

○漁獲努力量の削減措置

①休漁期間の設定

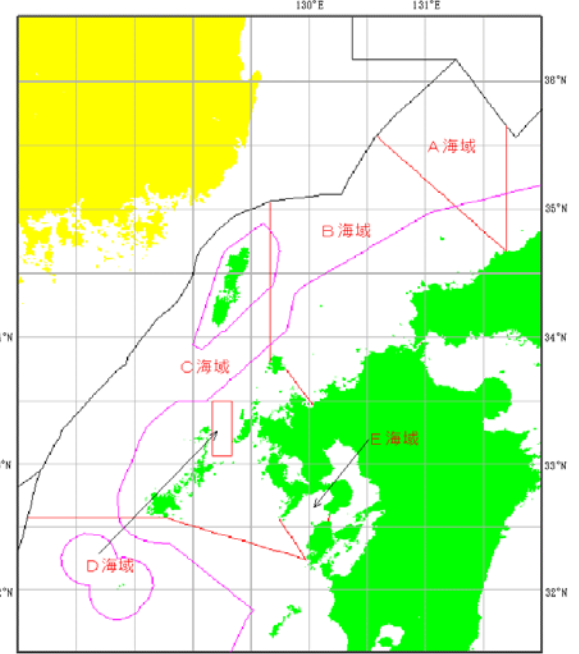
- ア. A海域 浮縄: 3月21日～12月 9日
底縄: 4月 1日～ 8月31日
- イ. B海域 浮縄: 3月21日～11月30日
底縄: 4月 1日～ 8月31日
- ウ. C海域 浮縄: 3月21日～ 9月30日
底縄: 4月 1日～ 9月30日
- エ. D海域 浮縄: 4月 1日～10月31日
底縄: 4月 1日～10月31日
- オ. E海域 浮縄: 4月 6日～11月 5日
底縄: 4月 6日～11月 5日

②全長制限

- ・全長30cm以下の小型魚再放流

③操業の承認及び届出

- ・5トン以上のとらふぐはえ縄漁船は承認
- ・5トン未満のとらふぐはえ縄漁船は届出



④その他自主的な措置

- ・産卵期の親魚保護等、導入可能なものから随時取り組む。
- ・卓越的発生時の緊急的な取組として、更なる漁獲努力量の抑制・削減に努める。

実効性を担保

広域漁業調整委員会指示

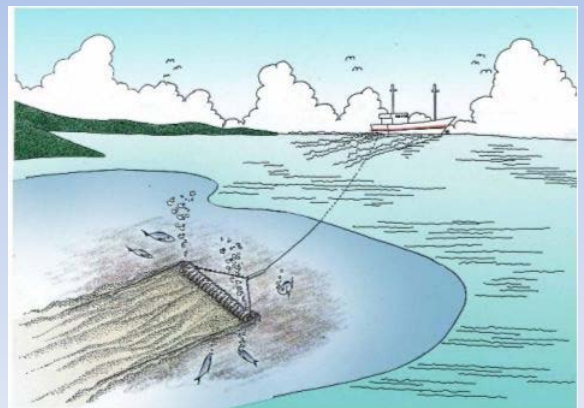
○資源の積極的培養措置

- ・適地に適正サイズの健全種苗を放流



○漁場環境保全措置

- ・海底耕耘や海底清掃等を実施



九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針

平成29年2月9日作成

1 はじめに

九州・山口北西海域に広域に分布・回遊するトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群（以下、単に「トラフグ」という。）の資源を回復させるため、平成17年度（2005年度）から平成28年度（2016年度）の間、資源回復計画（平成17年度～平成23年度）や広域資源管理方針（平成24年度～平成29年4月）に基づく取組（休漁期間の設定、漁船の承認制（隻数上限）・届出制導入、小型魚保護等）を、関係漁業者、関係県、研究機関及び水産庁間において連携・協力して実施してきたところである。しかしながら、依然として資源量は低位水準で減少傾向にあり、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっていることから、今回、平成29年5月以降の九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針を作成する。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

（1）資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

九州・山口北西海域のトラフグは、日本海沿岸、九州北西岸の福岡湾、有明海及び瀬戸内海沿岸等で春に産卵し、稚仔魚は産卵場周辺を生育場として成長に伴って広域に移動しながら日本海、東シナ海、黄海へと分布・回遊する「日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」の資源である。

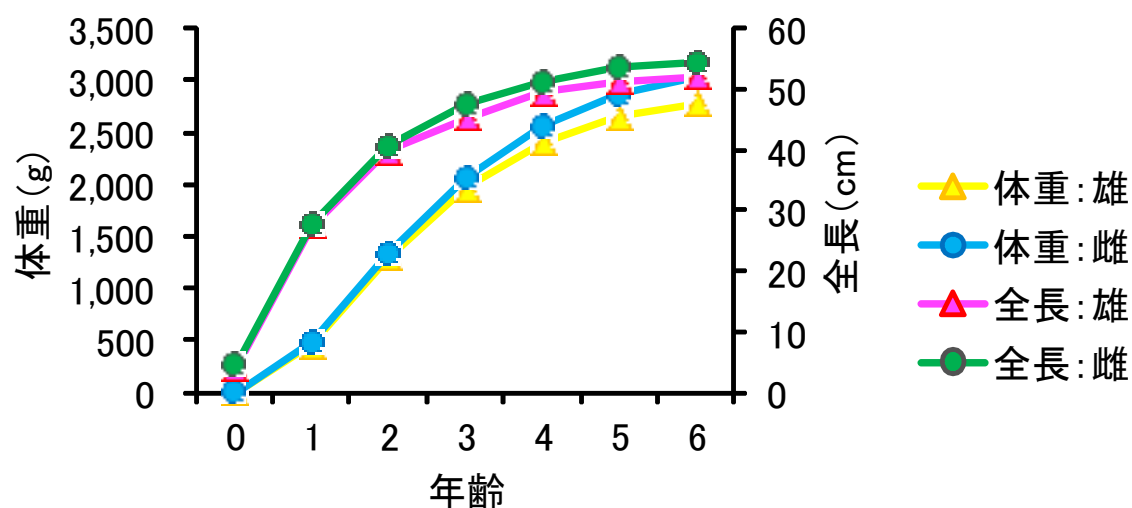
雄は2歳、雌は3歳で成熟し、我が国沿岸に向けて産卵回遊して、3月から6月にかけて沿岸域の水深30～50m程度の潮流が早く、粗い砂や小石が卓越する海底で産卵する（図1参照）。

トラフグの年齢と全長の関係については調査海域によって異なるが、トラフグの脊椎骨の輪紋による年齢査定では、1歳で28cm、5歳で52cmに達する（図2参照）。



出典：平成27年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価

図1 分布域と産卵場

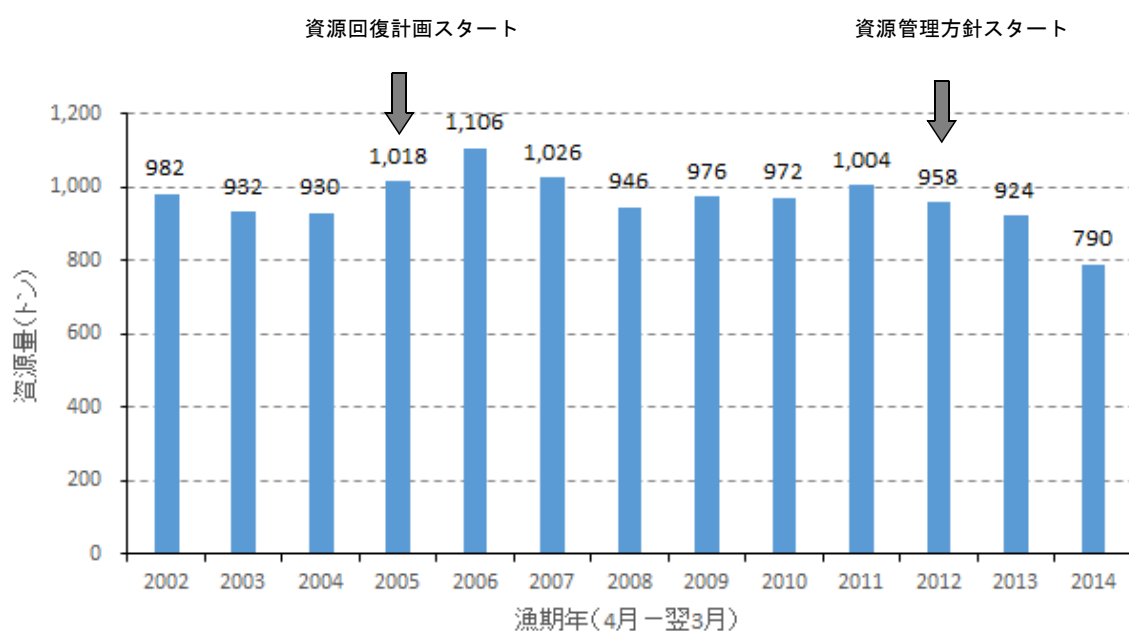


出典：平成27年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価

図2 年齢と成長

② 資源水準の現状

トラフグの推定資源量は、平成14年(2002年)から平成25年(2013年)まで924トンから1,106トンの間でおおむね横ばいで推移したが、平成26年(2014年)は790トンに減少した。長期の漁獲量の指標の推移から資源水準は低位であり、推定資源量の推移から資源動向は減少傾向であると考えられる(図3参照)。



出典：平成27年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価

図3 推定資源量の推移

③ 漁獲量の推移

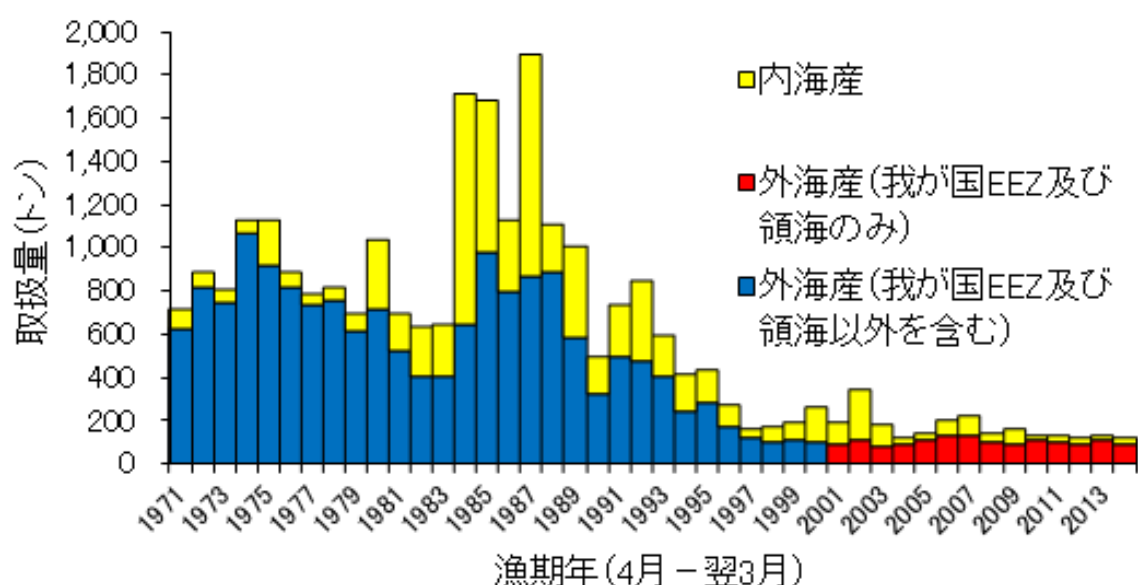
本系群の長期漁獲量データは存在しない。主要取扱市場である下関唐戸市場株式会社南風泊市場(以下「南風泊市場」という。)のトラフグの取扱量から漁獲量の推移を推定すると、平成9年(1997年)以降極めて低水準にあることがわかる(図4参照)。

関係府県が把握している平成14年(2002年)以降の漁獲量は、平成14年(2002年)の361トンから変

動しながら減少しており、平成26年(2014年)は219トンであった。

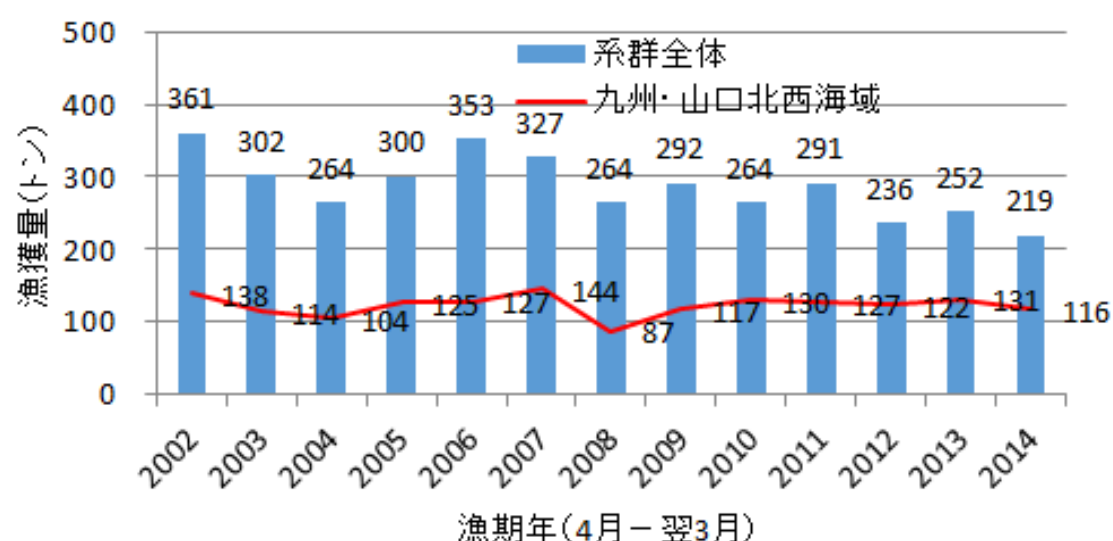
また、九州・山口北西海域での漁獲量は、系群全体の約半分を占め、系群全体と同様の傾向で変動している（参照：図5）。

なお、近年の再生産成功率の低下等に加え、昭和55年(1980年)以降の好景気によりトラフグの価格が高騰したことや浮はえ縄（以下「浮縄」という。）の導入により小型のはえ縄漁船が急増したこと、さらに、冷凍技術の発達により、需要が減る春以降においても漁獲物の保存が可能となり、従来はトラフグを漁獲対象としていなかった地域でも、産卵のために接岸したトラフグを漁獲するようになったこと（すなわち、漁獲圧が高まったことにより資源量が減少したこと）が、現在の漁獲量減少の要因と考えられる。



資料：下関唐戸市場(株)「魚種別取扱高表」

図4 南風泊市場（山口県下関市）トラフグ取扱量の推移



出典：平成27年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価

※うち九州・山口北西海域の漁獲量(有明海、八代海、福岡湾の0歳魚を除く。)については瀬戸内海区水産研究所において作成

図5 漁獲量の推移

（２）広域資源管理の必要性

トラフグ資源については、これまでの取組により資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準で減少傾向にあるため、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっている。

また、平成26年3月に水産庁に設置された「資源管理のあり方検討会」の取りまとめ（平成26年7月）に基づき、平成26年11月に20府県の関係漁業者等が一堂に会して「トラフグ資源管理検討会議」が開催されるとともに、海域毎に作業部会が設置され、この作業部会において資源回復に向けた取組が検討されているところである。

以上を踏まえ、平成29年5月以降も、九州・山口北西海域において、引き続き関係漁業者、関係県、研究機関及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが必要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

（１）関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

トラフグは、主に山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び広島県（以下「関係県」という。）の浮縄及び底はえ縄（以下「底縄」という。）によるふぐはえ縄漁業で漁獲され、また、沿岸域においては産卵親魚や若齢魚が定置網、底びき網、釣り及び刺網等で漁獲されている。

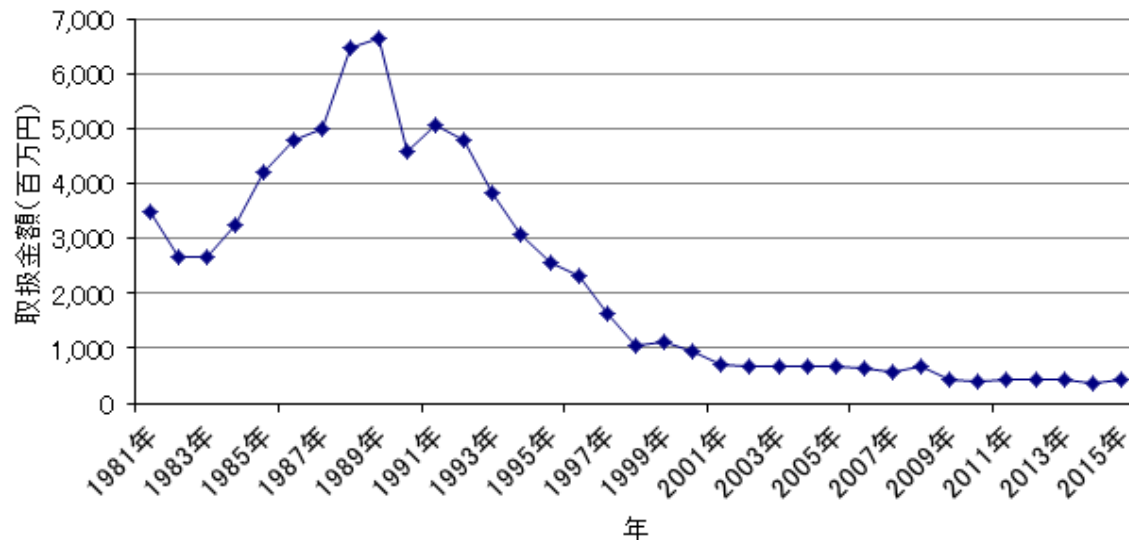
ふぐはえ縄漁業の漁場は東シナ海・黄海及び五島灘から山陰に至る日本海であるが、昭和63年（1988年）以降は漁獲の減少や中国、韓国漁船の台頭により東シナ海・黄海の漁場から閉め出されたことなどから、近年は五島灘から山陰に至る日本海が主漁場となっている。

これら関係漁業においては、平成17年度（2005年度）から「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」に取り組み、操業隻数の制限、期間休漁、小型魚の保護などの漁獲努力量の削減措置を実施している。

② 漁獲金額の推移

西日本各地で水揚げされたトラフグは各地市場にも出荷されるが、大部は南風泊市場へ活魚トラックで輸送されるか、同市場に直接水揚げされる。同市場では、東シナ海及び日本海産のものを外海産、瀬戸内海及び遠州灘・伊勢湾産のものを内海産と呼び、区別して取り扱っている。

同市場の取扱金額は、図6で示されているとおり、平成元年（1989年）は67億円であったが、その後、漁獲量の減少、魚価安で急激に減少し、近年は10億円以下の水準となっている。



資料：下関唐戸市場(株)「魚種別取扱高表」

図6 南風泊市場（山口県下関市）における外海産トラフグの取扱金額の推移

③ 漁業形態及び経営の現状

ふぐはえ縄漁船には、はえ縄漁業だけを営む専業船と時期により他種漁業も営む兼業船がある。また、専業船は季節・漁場等によりトラフグ以外にも、サバフグ、マフグ等も漁獲対象としているが、いずれの場合もトラフグ資源の急激な減少により厳しい経営を強いられている。

操業形態は漁船規模によって異なり、19トン型船は3～6人の乗組員、10トン未満船は1～3人の乗組員が普通で、航海日数は操業海域によって異なる。

④ 消費と流通の現状

九州・山口北西海域で漁獲されたトラフグの大部分は山口県下関市の南風泊市場に集荷され、主としてフグ刺・フグちりなどの高級食材に加工され全国に出荷されている。

また、近年の価格変動を見ると、全国的な魚価の低迷、国産養殖トラフグの安定供給及び中国産養殖トラフグの輸入増加等の影響により、平成11年(1999年)には10,863円/kgであったものが、平成27年(2015年)には5,195円/kgと大幅に下落している（南風泊市場における外海産トラフグの年間平均単価）。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

九州・山口北西海域におけるとらふぐはえ縄漁業においては、山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県の4県の漁業者で構成される西日本延縄漁業連合協議会が、操業期間の設定や小型魚の再放流等自主的な資源管理の取組を行うとともに、操業秩序の維持にも努めている。

また、広域資源管理方針における資源管理措置（漁船の承認制（隻数上限）、届出制による操業管理とともに、海域を定め漁法毎の操業期間制限、小型魚の再放流）の実効性を担保するため、広域漁業調整委員会指示をしている（表1参照）。

表1 とらふぐはえ縄漁業の承認及び届出状況 (単位：隻)

区分 年度	承認隻数 上限	承認隻数			届出隻数			合 計
		計	10トン以上	5~10トン	計	3~5トン	3トン未満	
2016*1	2 7 1	1 6 7	8 3	8 4	6 3	5 9	4	2 3 0
2015	2 7 1	1 6 9	8 5	8 4	6 4	6 0	4	2 3 3
2014	2 7 1	1 7 6	8 7	8 9	6 4	6 0	4	2 4 0
2013	2 7 1	1 8 5	8 9	9 6	6 9	6 5	4	2 5 4
2012	2 7 1	1 9 1	9 1	1 0 0	9 3	8 6	7	2 8 4
2011	2 7 1	2 0 7	9 7	1 1 0	9 8	9 0	8	3 0 5
2010	2 7 1	2 1 6	9 8	1 1 8	1 1 3	1 0 4	9	3 2 9
2009	2 7 1	2 3 2	1 0 0	1 3 2	1 3 3	1 2 1	1 2	3 6 5
2008	2 7 1	2 5 7	1 0 5	1 5 2	1 4 8	1 3 7	1 1	4 0 5
	承認隻数			届出隻数				合 計
	10トン以上			計	5~10トン	3~5トン	3トン未満	
2007	1 0 7			3 2 4	1 6 4	1 4 6	1 4	4 3 1
2006	1 1 4			3 1 5	1 5 5	1 4 5	1 5	4 2 9
2005	1 1 8			3 3 8	1 6 6	1 5 6	1 6	4 5 6

※ 本計画開始時は10トン以上の漁船に対して承認を実施していたが、2008年度から5トン以上の漁船とし、併せて承認隻数の上限が設けられた。

*1 2016年度は12月1日現在の隻数

② 遊漁の現状

トラフグは、遊漁により関門海峡において採捕されているという情報があるが、その採捕数量については不明である。

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されており、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5カ年間の関係県による種苗放流実績は8,348千尾(平均1,670千尾/年)となっている(表2参照)。

表2 各県のトラフグ種苗放流実績 (単位：千尾)

年	2 0 1 1	2 0 1 2	2 0 1 3	2 0 1 4	2 0 1 5
山 口 県	5 6 1	4 9 5	6 1 0	5 0 6	5 4 3
福 岡 県	6 9 4	3 1 7	2 5 2	4 8 9	4 9 0
佐 賀 県	6 8	6 9	6 3	6 6	6 8
長 崎 県	6 9 5	6 2 5	6 9 5	3 9 2	5 1 4
熊 本 県	4 5	5 0	3 1	3 2	3 6
広 島 県	—	—	—	—	—
計	2, 0 6 3	1, 5 5 7	1, 5 9 1	1, 4 8 6	1, 6 5 1

資料：各県からの報告

注：放流海域は瀬戸内海、豊後水道及び有明海を含む。

④ 漁場環境の保全措置

産卵場・幼稚魚育成場は瀬戸内海、有明海等を中心とした西日本各地の沿岸で確認されており、佐賀県においては、生育場の環境を改善するため、海底耕耘・清掃を実施している。

また、トラフグは成長と共に沖合域に分布域を広め回遊する生態であることから、漁場機能の維持管理を図るため、山口県、福岡県、長崎県及び佐賀県では、外国はえ縄漁船の操業に伴う投棄漁具等の回収作業にも積極的に取り組んでいる。

4 広域資源管理方針の目標

トラフグ資源の回復に向け休漁、産卵親魚や小型魚の保護等に取り組んできたところであるが、資源水準の動向は、依然として低位減少傾向にある。

このため、引き続き、漁業経営への影響等を考慮しながら、資源管理の取組等を推進することとし、平成27年10月に開催された「トラフグ資源管理検討会議」において関係府県間で了承された当面の管理目標である、平均資源量960トン（2015年資源評価における2002年から2014年までの平均資源量）までの資源回復を目指し、10年前後を一区切りとして取り組むこととする（中間的には5年前後を目安に875トン程度への資源回復を目指す。）。

5 広域資源管理のために講じる措置

（１）漁獲努力量の削減措置

トラフグを採捕するとらふぐはえ縄漁業について、次の漁獲努力量の削減措置を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする（図7参照）。

① 休漁期間

ア A海域においては、

浮縄は 3月21日から12月 9日の間は休漁とする。

底縄は 4月 1日から 8月31日の間は休漁とする。

イ B海域においては、

浮縄は 3月21日から11月30日の間は休漁とする。

底縄は 4月 1日から 8月31日の間は休漁とする。

ウ C海域においては、

浮縄は 3月21日から 9月30日の間は休漁とする。

底縄は 4月 1日から 9月30日の間は休漁とする。

エ D海域においては、

浮縄は 4月 1日から10月31日の間は休漁とする。

底縄は 4月 1日から10月31日の間は休漁とする。

オ E海域においては、

浮縄は 4月 6日から11月 5日の間は休漁とする。

底縄は 4月 6日から11月 5日の間は休漁とする。

注：海域の定義は、別表のとおり。

② 全長制限（小型魚の再放流）

資源保護対策として、全長30cm以下の小型魚は再放流することとする。

③ 操業の承認及び届出

日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示に基づき、総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船については、県ごとに承認隻数の上限を設定し、同委員会の承認を受けるものとする。

また、同指示により、5トン未満のとらふぐはえ漁船は、同委員会に届出を行うものとする。

④ 上記措置に加え、産卵期の親魚の保護、総針数の制限、再放流サイズの大型化等の措置を、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。また、卓越的な発生があった場合は、緊急的な取組として、更なる漁獲努力量の抑制・削減に努めることとする。

【上記措置以外の自主的取組措置】

県名	措 置	取 組 内 容
山口県	親魚再放流	定置網に入った産卵親魚の買取再放流
福岡県	再放流	35cm以下再放流（1月～3月）

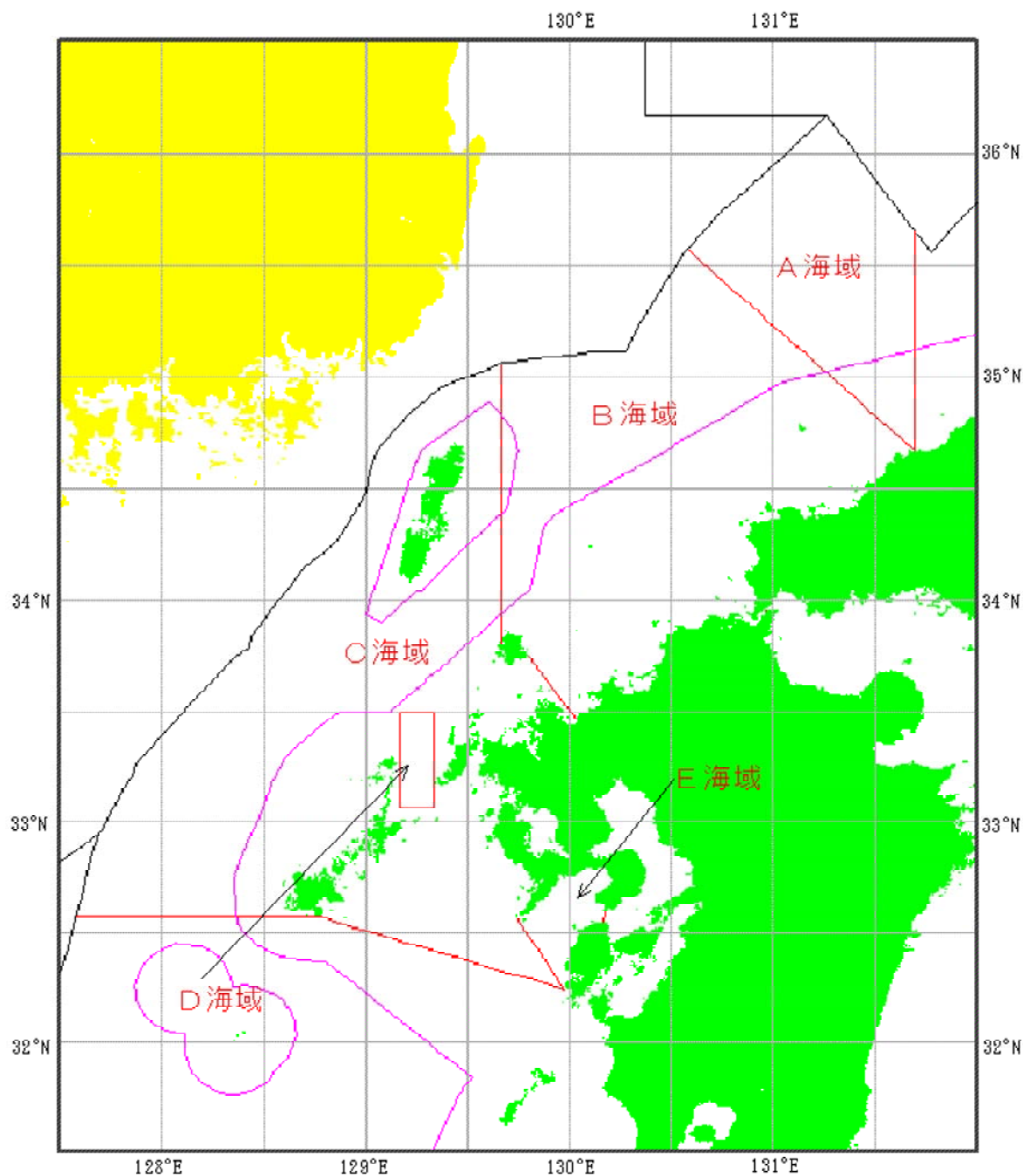
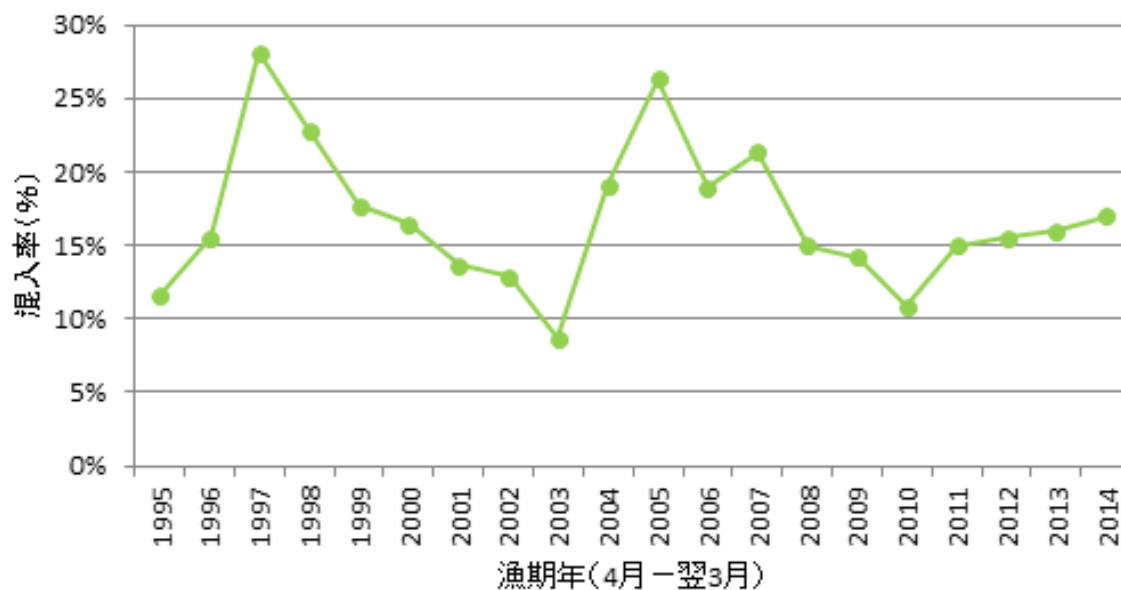


図7 九州・山口北西海域トラフグ資源管理方針対象海域

(2) 資源の積極的培養措置

南風泊市場での外海銘柄取扱量の約10～20%が放流魚で占めていることや各種標識再捕調査及び資源評価の結果から、トラフグの種苗放流は資源への添加効率が高く、種苗放流を行わなければ、資源は更に減少すると考えられる（図8参照）。

このため、加入量の増加に大きく寄与する種苗放流を推進する観点から、関係県（関係漁業者）及び九州海域栽培漁業推進協議会は水産庁と連携・協力しながら、放流効果を高めるために適地（天然稚魚の成育場）において適正サイズの健全種苗を放流することとする。



資料：瀬戸内海区水産研究所作成

図8 南風泊市場（山口県下関市）における外海産トラフグ取扱量に占める放流魚の割合

（３）漁場環境の保全措置

水産資源の保全と持続的利用に資する観点から、漁場環境の改善のための海底耕耘や漁場機能の維持管理を図るための海底清掃(投棄漁具等の回収)を実施することとする。

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本方針に基づくとらふぐはえ縄操業の承認、操業期間の制限等の漁獲努力量削減措置については、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により、その実効性を担保することとする。

7 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策

（１）漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

広域資源管理方針の実施に伴う休漁等による漁業経営に与える影響を緩和するための支援措置として、資源管理・漁業経営安定対策制度の活用を図る。

（２）資源の積極的培養措置に対する支援措置

水産庁及び関係県は、５（２）に掲げる措置を積極的に推進する。

（３）漁場環境の保全に対する支援措置

水産庁及び関係県は、５（３）に掲げる措置を積極的に推進する。

8 広域資源管理の実施に係る進行管理

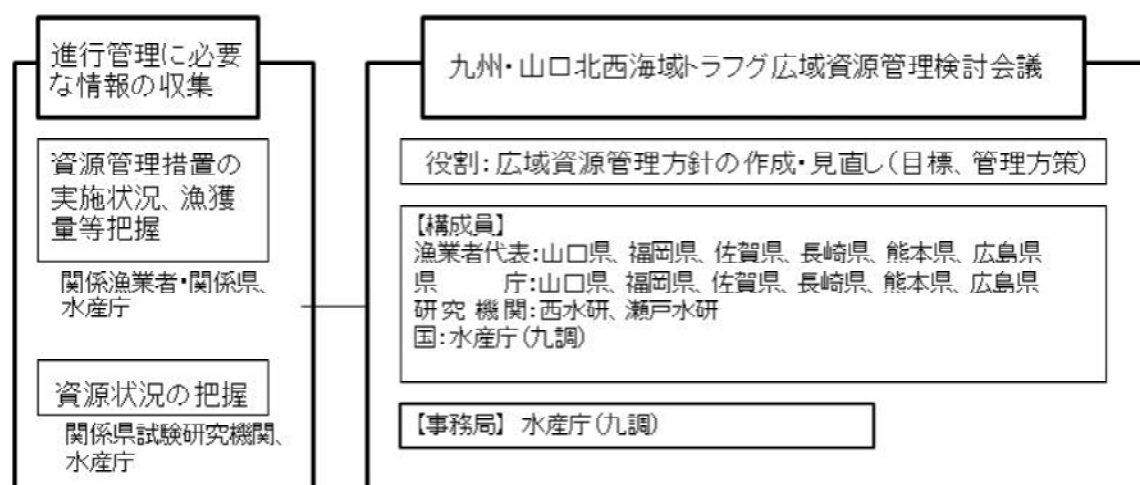
(1) トラフグ広域資源管理検討会議の設置

- ① トラフグの広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係者が一堂に会して、資源水準、漁業経営等を踏まえた「広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的とした「トラフグ広域資源管理検討会議」を設置する。
- ② 構成員は、関係県の行政・研究機関及び漁業者代表、西海区水産研究所、瀬戸内海区水産研究所並びに九州漁業調整事務所とする。
- ③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。
- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

- ① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



9 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針は、日本海・九州西広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針の実施期間は、平成29年(2017年)5月1日から平成33年(2021年)4月30日までとし、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 広域資源管理方針は、県資源管理指針に反映させる。

10 その他

- (1) トラフグの資源状況が依然として悪いことから、トラフグ資源の回復に向け、本系群に関わる他海域でのトラフグ漁業者等（関係府県、研究機関を含む）と連携・協力しながら、漁業実態の把握

や今後の資源管理の方向性等について検討していくこととする。

- (2) 本方針における資源管理の取組にあたっては、必要に応じて南風泊市場等関係機関に対しても協力を呼びかけることとする。

別表

A 海域	最大高潮時海岸線上島根山口両県界から北西の線以東の海域。
B 海域	長崎県壱岐市以北の東経 129 度 40 分以東及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以東の海域。ただし、A 海域を除く。
C 海域	長崎県壱岐市以北の東経 129 度 40 分以西及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以西の海域。ただし、D 海域及び E 海域を除く。
D 海域	北緯 33 度 04 分の線、北緯 33 度 30 分の線、東経 129 度 10 分の線及び東経 129 度 20 分の線により囲まれた海域。
E 海域	長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貫埼を結ぶ線以東の海域。

規制海域：熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 27 条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）第 2 条に規定する有明海及び八代海を除く。